

福知山環境会議会則

(名称)

第1条 この会は、福知山環境会議((通称 福知山エコパートナーシップ)(以下「本会」という。))と称します。

(目的)

第2条 本会は、「福知山市環境基本計画～環境の環づくりをめざして～(以下「環境基本計画」という。))」を推進することを目的とします。そのために、市民、事業者、市民団体及び市がパートナーシップを形成し、活動を推進します。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行います。

- (1) 環境基本計画の進行管理
- (2) 環境保全に関すること
- (3) 人材育成に関すること
- (4) 情報の共有及び広報・普及に関すること
- (5) その他、会の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する次の会員で構成します。

- (1) 正会員 第6条に定める会費を納め、第3条の活動に参画・参加するもの
- (2) 賛助会員 第6条に定める会費を納め、第3条の活動に賛助の意志をもつもの
- (3) 特別会員 福知山市及び第9条の幹事会で特に認めたもの

(入会)

第5条 本会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を代表に提出するものとします。

(会費)

第6条 会員は次に定める年会費を納めるものとします。

- (1) 正会員 個人 2000円 事業者及び団体 3000円
 - (2) 賛助会員 一口5000円(一口以上)
- 2 年度の途中で入会した会員の会費は、当該年度の会費とします。
- 3 既納の会費は返還しません。

(退会)

第7条 会員は、本会を退会しようとするときには退会届を代表に提出するものとします。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなします。
- (1) 会員が死亡し、又は消滅したとき
 - (2) 会費を納期限までに納めないとき

(役員)

第8条 本会には次の役員をおきます。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 2名
- (3) 幹事 20名以内
- (4) 会計 2名
- (5) 監査委員 2名

2 代表・副代表については、第9条の幹事会において互選します。

3 幹事は、福知山市及び正会員の中から総会で選任します。

4 会計は幹事会において互選します。

5 監査委員は、総会で選任します。

6 代表は本会を代表し、その会務を統括します。

7 副代表は代表を補佐し、代表に事故があったとき又は代表が欠けたときはその職務を代行します。

8 会計は本会の会計を管理します。

9 監査委員は本会の財産の状況及び事業活動全般について監査し、その結果を総会に報告し、必要に応じて幹事会に意見を述べます。

10 役員の任期は1年とします。ただし、再任を妨げないものとします。

(幹事会)

第9条 本会に、組織の円滑な運営と事業活動の重要事項を審議・決定するための幹事会をおきます。

2 幹事会は代表が招集し、代表が議長になります。

3 幹事会は幹事をもって構成し、必要に応じプロジェクトリーダーの出席を得て意見を求めることができます。

(総会)

第10条 総会は公開を原則とし、年一回開催するほか必要に応じて開催します。

2 総会は正会員及び特別会員をもって構成します。

3 総会は代表が招集するものとし、正会員及び特別会員の過半数以上の出席(委任状及び代理人を含む)で成立するものとします。

4 総会の議事は出席した正会員及び特別会員(代理人を含む)の過半数で決定し、可否同数の時は議長により決定するものとします。

5 総会の議長は、出席した正会員及び特別会員の中から選出するものとします。

6 総会は次の事項を議決または承認します。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 会則の改正
- (4) 幹事及び監査委員の選任
- (5) その他必要と認める事項

(プロジェクトグループ)

第11条 本会に第3条の活動を行うため、プロジェクトグループをおきます。

2 プロジェクトグループは、プロジェクトに参加する意志のある会員や市民等で構成するもの
とします。

3 各プロジェクトグループに幹事会の承認を得たプロジェクトリーダーをおきます。ただし、
プロジェクトリーダーは正会員とします。

4 プロジェクトグループは幹事会の承認を受け、活動することができます。

(事務局)

第12条 本会に事務局をおきます。

2 事務局に、事務局長その他必要な職員をおきます。

3 事務局に関する必要な事項は幹事会において別に定めます。

4 事務局は、幹事会の定めるところにおきます。

(資産及び会計)

第13条 本会の資産は、次に掲げるものとします。

(1) 会費

(2) 寄付金

(3) 自主事業収入

(4) 受託事業収入

(5) その他の収入

2 本会の資産は、代表が管理し、その方法は幹事会で別に定めます。

3 本会の経費は、資産をもって支出します。

4 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとします。

(委任)

第14条 本会則に定めるもののほか本会の運営に関し必要な事項は、幹事会が総会に諮って定
めるものとします。

附 則

(施行期日)

1 本会則は、平成17年6月25日から施行します。